

鴻巣市立中学校の吹奏楽部に係る楽器募集要項

1 目的

鴻巣市立中学校吹奏楽部では、様々な楽器の音色の響きや調和を楽しみながら、日々、音楽の奥深さに親しむとともに、部員同士が協力し合い、一つの音楽を創り上げることで、チームワークや絆を深めています。

また、近年の吹奏楽部の活躍にはめざましいものがあり、各コンテストや地域のイベントなどで、「のすっ子」が素晴らしい演奏を披露する機会が増えています。

そこで、演奏活動を行う「のすっ子」のさらなる活躍を願い、鴻巣市教育委員会では、鴻巣市立中学校吹奏楽部に寄附いただける楽器を募集することとしました。

家庭や企業団体等に眠っている、これまで大切に使用していた地域の遊休楽器を活用し、各学校へ配備することにより、子どもたちの更なる活躍の一助とすることを目的としています。

2 対象となる楽器（ハードケース付きであるもの）

家庭や企業団体等に眠っている、これまで大切に使用していた遊休楽器の寄附を募ります。

（1）木管楽器

ピッコロ、フルート、クラリネット、バスクラリネット、ソプラノサックス、アルトサックス、テナーサックス、バリトンサックス、オーボエ、ファゴット等

（2）金管楽器

トランペット、コルネット、トロンボーン、ホルン、ユーフォニアム、チューバ等

（3）弦楽器（弓とセットであるもの）

コントラバス等

3 募集期間

令和5年9月～令和6年3月末まで（今後変更する可能性があります。）

4 申込方法

寄附申込みは、鴻巣市教育委員会学校支援課まで電話でご連絡をお願いします。その際、楽器の種類等を伺います。楽器の種類が「2 対象となる楽器」に含まれている場合は、鑑定のため、一度楽器をお預かりします。

ご連絡いただいた後、学校支援課窓口まで、楽器と本人確認ができる証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください。その際、「中学校部活動等使用楽器の寄附申込書」のご記入をお願いします。

寄附の受入が決定しましたら、各学校へ配備します。

寄附の受入までの流れにつきましては、別紙「楽器寄附手続きの流れ」をご参照ください。

5 注意事項

以下の場合は寄附をお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

（1）受入をすることで鴻巣市教育委員会に多大な財政負担が生じる場合

寄附申し出のあった楽器については、楽器店へ鑑定に出し、その結果を基に吹奏楽演奏における使用の適否を教育委員会が判断します。その際、対象の楽器を使用するためには修繕が必要で、かつ、その修繕費用が過重に生じることが判明した場合は、寄附をお断りし、原則返却させていただきます。

（2）寄附申出品の有効活用が図れない場合

学校に寄附していただく楽器は、児童・生徒が吹奏楽活動で使用することを前提にしています。新品同様の状態であっても、学校の吹奏楽活動における使用に適さない品質の楽器については、寄附をお断りし、原則返却させていただきます。

申込・問い合わせ先

鴻巣市教育委員会学校支援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1

TEL 048-544-1214

FAX 048-542-1930

E-mail gakko@city.kounosu.saitama.jp